

生活保護のしおり

【はじめに】

だれでも病^{びょう}気^きや、一^い家^かの働^いき手^ての死^し亡^{ぼう}など、どうすることもできない理^り由^{ゆう}で生活^{せい}に困^{こま}ってしまうことがあります。

生活^{せい}保^い護^ご制^{せい}度^どというの^は、こ^んな時^{とき}に、あ^なた^や家^か族^{ぞく}の皆^{みな}さん^の生^{せい}活^{かつ}や健^{けん}康^{こう}をまも^り、自^じ立^{りつ}した生^{せい}活^{かつ}が出^で来^きるよ^うに^なるた^めの制^{せい}度^どです。

生^{せい}活^{かつ}保^い護^ごを^うけ^るこ^とは、決^けして恥^はずか^しいこ^とで^はあ^りま^せん。

国^{くに}が国^{こく}民^{みん}の生^{せい}活^{かつ}を支^さえ、健^{けん}康^{こう}を^{まも}るた^めの^{たい}せつ^{せい}度^どの^{だい}切^{せつ}な^{せい}制^{せい}度^どです。

こ^の「生^{せい}活^{かつ}保^い護^ごの^しお^り」は、皆^{みな}さん^が生^{せい}活^{かつ}し^てい^くう^えで少^{すこ}し^もお^役に立^たてるよ^うに生^{せい}活^{かつ}保^い護^ご制^{せい}度^どの^{よう}てん^{だけ}を^まと^めた^もの^です。

こ^の「生^{せい}活^{かつ}保^い護^ごの^しお^り」を^よく^よみ^て活^{かつ}用^{よう}し^てく^ださ^い。

ま^た、福^ふ祉^し事^じ務^む所^{しょ}で^は、あ^なた^の相^{そう}談^{だん}相^{あい}手^てと^して^ケース^ワー^カー⁽地^ち区^く担^{たん}当^{とう}員^{いん})が、あ^なた^や家^か族^{ぞく}の皆^{みな}さん^の相^{そう}談^{だん}相^{あい}手^てと^なり^ます。

わ^から^ない^こと^や、困^{こま}った^こと^があ^れば^ご相^{そう}談^{だん}く^ださ^い。



📞 連絡先

こまがねし^ふく^しじ^むし^ょ 所^し在^ざ地^ち 駒^{こま}ヶ^が根^ね市^し福^ふ祉^し事^じ務^む所^{しょ} (駒^{こま}ヶ^が根^ね市^し役^{やく}所^{しょ} 保^ほ健^{けん}セ^んタ^ー内^{ない})

所^し在^ざ地^ち 駒^{こま}ヶ^が根^ね市^し赤^あか^すま^ち 20番^{ばん}1号^{ごう}

電^{でん}話^わ 0265-83-2111 (内^{ない}線^{せん} 311~313)

《 1 生活保護とは 》

生活保護法は、日本国民を対象として、生活に困っている人が次のようなあらゆる努力をしても自力で生活を維持できない場合、最低限度の生活を保障し、自立した生活ができるようになるための制度です。

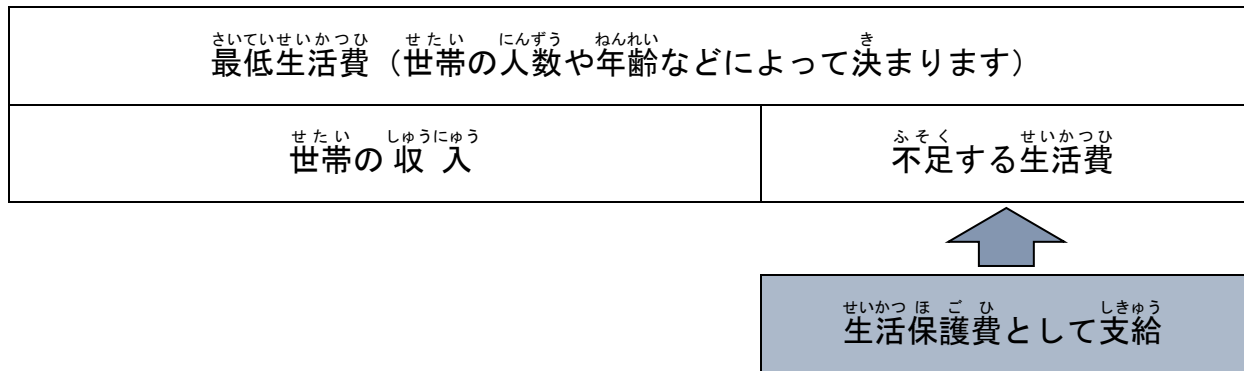
生活保護を受けることは、憲法第25条に基づき、私たち国民の権利として保障されています。

生活に困った理由がなんであろうとも差別されることなく、だれでも一定の要件を満たす限り受けることができます。

《 2 生活保護の決め方 》

生活保護は「世帯ごと」に、その「最低生活費（国の基準）」と収入とを比較して決めます。世帯全体の収入が最低生活費より少ない場合に「不足する額が支給」されます。最低生活費は、家族の構成や、年齢、健康状態等により異なります。

【生活保護の決め方の図例】



※ 生活保護を受給する場合、収入が働いて得た収入の場合は、控除の制度があります。そのため、収入と保護費の合計が最低生活費を上回ることがあります。

《 3 生活保護を受給するにあたり 》

生活保護の受給にあたり、守っていただくことがあります。

1 できる限り、収入を上げるように働かなくてはなりません。

働く能力のある方は、その能力をいかして働く必要があります。病気やけがなどの理由で働けない方は、病気の治療などを優先とします。

2 利用できる資産や能力を活用しなければなりません。

不動産（土地・家屋等）、動産（自動車・貴金属等）、預貯金、生命保険などを持っている方は、原則としてその資産を活用して生活費にあてていただきます。生活保護の申請・受給した場合は、資産の調査を行います。

3 扶養義務者がいる場合は、その援助が優先されます。

扶養援助の期待できる扶養義務者（親・兄弟姉妹・子どもなど）がいる場合は、その援助が優先されます。なお、親族の扶養は、可能な範囲の援助を行うものです。

生活保護の申請・受給した場合は、扶養義務者に精神的・金銭的援助ができるかどうか調査をします。虐待など特別な事情がある場合は調査を見合わせることもあります。

4 収入があったときは、全て届け出ていただきます。

年金、手当、賃金等が支給されたとき、また現金収入だけではなく米などをもらった時もすべて届け出ていただきます。わざと届けなかったり、事実と違う届けをしたりした場合は、それまでの保護費を返還してもらうこともあります。

5 面接調査や家庭訪問調査に協力していただきます。

どんな援助が受けられるか、どうすれば自分の力で生活できるかなどを、一緒に考え、相談するための調査です。生活保護の決定に関わる重要な調査です。「本当のこと」「生活のありのまま」をお伝えください。

6 生活保護法に基づく福祉事務所の「指導」や「指示」を守る必要があります。

生活保護を受給中の方には、自分の力で生活できるようになることを援助するために、さまざまな「指導」や「指示」を行うことがあります。正当な理由がなく守らない時は、生活保護の停止、廃止の決定に関わります。

7 暮らしの中で変わったことがあったときは、すぐに届けなければなりません。

- ・ 住所が変わったとき。
- ・ 家族が変わったことがあったとき。
(例) 死亡、出産、結婚、転居、入院、退院、けが、入学、卒業、休学等
- ・ 収入に変化があったとき
(例) 給料や賃金が減ったり、増えたりしたとき。
年金、手当、賃金等が支給された、もしくは金額が変わったとき。
仕送りの金額が変わったり、始まったり、なくなったとき。

- ・ 仕事をやめたり、新しく仕事を始めたりしたとき
(例) 失業、求職、転職、開業、廃業、新規就労等

【生活保護には、次の8つの扶助があります】

- ① 生活扶助・・・衣食その他日常生活の需要を満たすための費用
- ② 住宅扶助・・・家賃、地代や修理など住居の費用
- ③ 教育扶助・・・義務教育に必要な費用
- ④ 医療扶助・・・病気の治療に必要な費用
- ⑤ 出産扶助・・・出産のための費用
- ⑥ 生業扶助・・・新たに仕事を始めたり、就職、就学するために必要な費用
- ⑦ 葬祭扶助・・・葬儀の費用
- ⑧ 介護扶助・・・介護サービスを受けるための費用

《4 保護費の支払い》

保護費の支払いは、原則として毎月5日（5日が土曜・日曜・祝祭日の場合は、その直前の平日）に支払われます。支払いは、原則として口座振込です。

《5 医者にかかる場合》

医者にかかる場合は、福祉事務所で医療券の交付を受け、病院の窓口に出してください。国民健康保険証は使用できません。

《6 その他》

- 支給されたお金や品物に対し、正当な理由なく税金をかけられたり、差し押さえられたりすることはありません。
- NHKの放送受信料、住民税、固定資産税、国民年金の掛け金等を減免されることがあります。
- 決められた保護の内容に不服がある場合は、県知事に対して3ヶ月以内に不服の申立ができます。

- ◆ 個人の秘密は堅く守ります。わからないことがあれば、担当の職員に遠慮なく相談してください。